

埼玉県高校生自転車安全教育プログラム実施要綱

(事業の目的)

第1条 高校生に継続的・系統的に自転車安全運転教育を行い、交通社会の一員としての責任を自覚させ、将来にわたる交通事故防止に資するため、県教育委員会、県警察本部が相互に協力して埼玉県高校生自転車安全教育プログラム（以下「自転車安全教育プログラム」という。）を実施するため必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2条 次に掲げる事業を行う。

- (1) 埼玉県高校1年生自転車安全運転講習会
- (2) 高校生の自転車安全運転推進講習会

(実施期間)

第3条 事業の実施期間は、各事業が定める期間とする。

(対象者)

第4条 原則として県立高校生とする。

(費用)

第5条 この事業に係る費用は、原則として県が負担する。

(支援)

第6条 県教育委員会及び県警察本部は、自転車安全教育プログラムの実施にあたり連携して各事業の支援を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、自転車安全教育プログラムに必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。